

Ⅱ 本県の水道の概況

II 本県の水道の概況

第II章では、本県の水道のうち、水道普及状況、各水道事業の概要、水道事業認可状況、水利権等取得状況、県費及び国庫補助事業費の概要、給水量及び水道料金の状況について、各々の概況として取りまとめるものである。

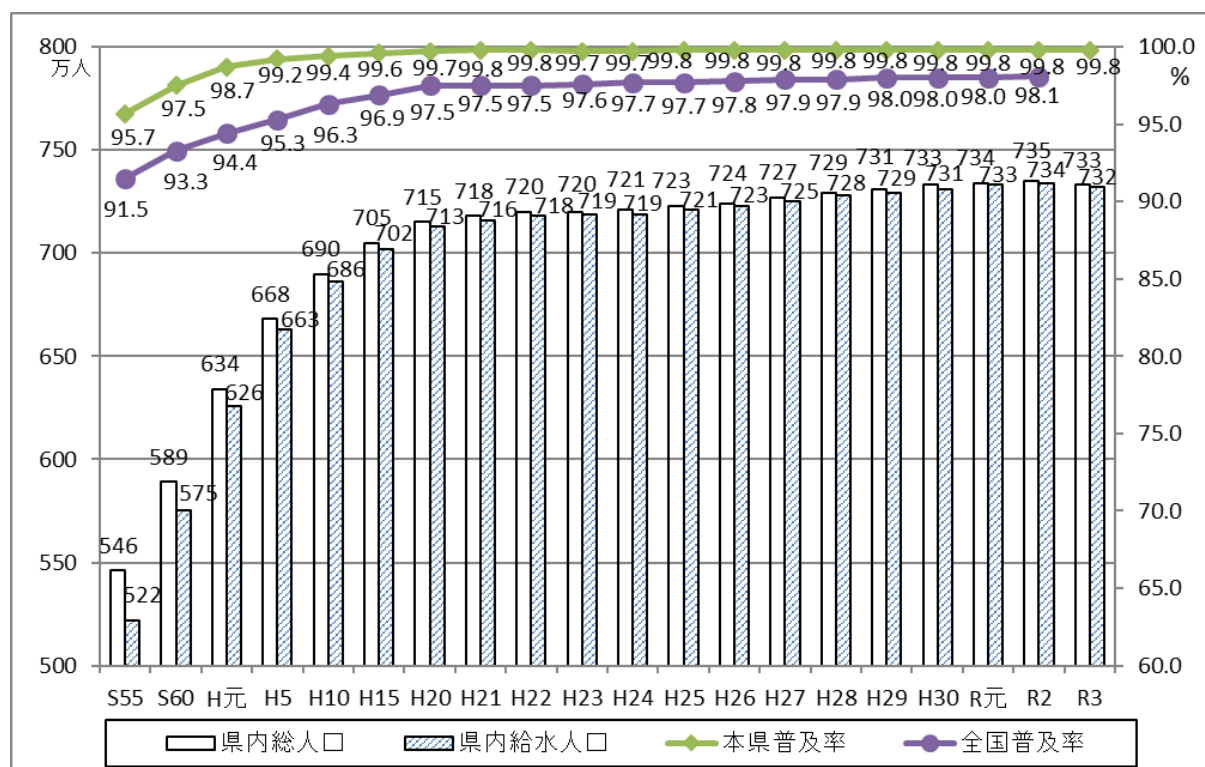
なお、第III章以降に詳細なデータ等を掲載している。

1 水道普及状況

令和4年3月31日現在の本県の人口は7,331,256人であり、給水人口は7,316,230人（内訳：上水道事業7,306,584人、簡易水道事業4,500人、専用水道5,146人）で、未普及人口は15,026人である。水道普及率としては99.8%となっている。

また、市町村別の水道普及率は、市99.8%、町99.3%、村99.1%となっている。

図II-1 水道普及状況の推移



2 水道事業の概要

(1) 水道用水供給事業

埼玉県水道用水供給事業は、平成3年3月30日に広域第一水道と広域第二水道を統合し、さらに飯能市等10事業体（11市町村）を新たに供給対象に加えて事業認可を取得した。

なお、平成12年4月からは、本庄市、旧都幾川・玉川水道企業団、上里町、飯能市、旧南河原村へ、10月からは神川町へ供給が開始され、現在は計画供給対象のすべての事業体（55事業体（茨城県五霞町を含む））に用水を供給している。また、平成16年3月31日及び平成25年6月7日には、浄水方法の変更（高度浄水処理の導入）に伴い、変更認可を取得している。

県営水道の水源はすべて表流水である。浄水場は、荒川から取水する大久保浄水場及び吉見浄水場、江戸川から取水する庄和浄水場及び新三郷浄水場、利根川から取水する行田浄水場の5浄水場がある。

令和3年度の年間有収水量は635,176千 m^3 で、前年(635,058千 m^3)並みである。県水受水団体の年間取水量に占める県水の割合は76.7%である。県水受水団体の給水人口は、7,215,673人(五霞町を除く)で県全体の給水人口の98.6%に相当する。

また、1 m^3 当たりの料金(税抜き)は、平成11年4月1日から旧広域第一及び旧広域第二水道区域が61.78円、平成3年4月1日から給水を開始した拡大区域が86.13円であったが、平成17年4月1日の改定により全区域61.78円となった。

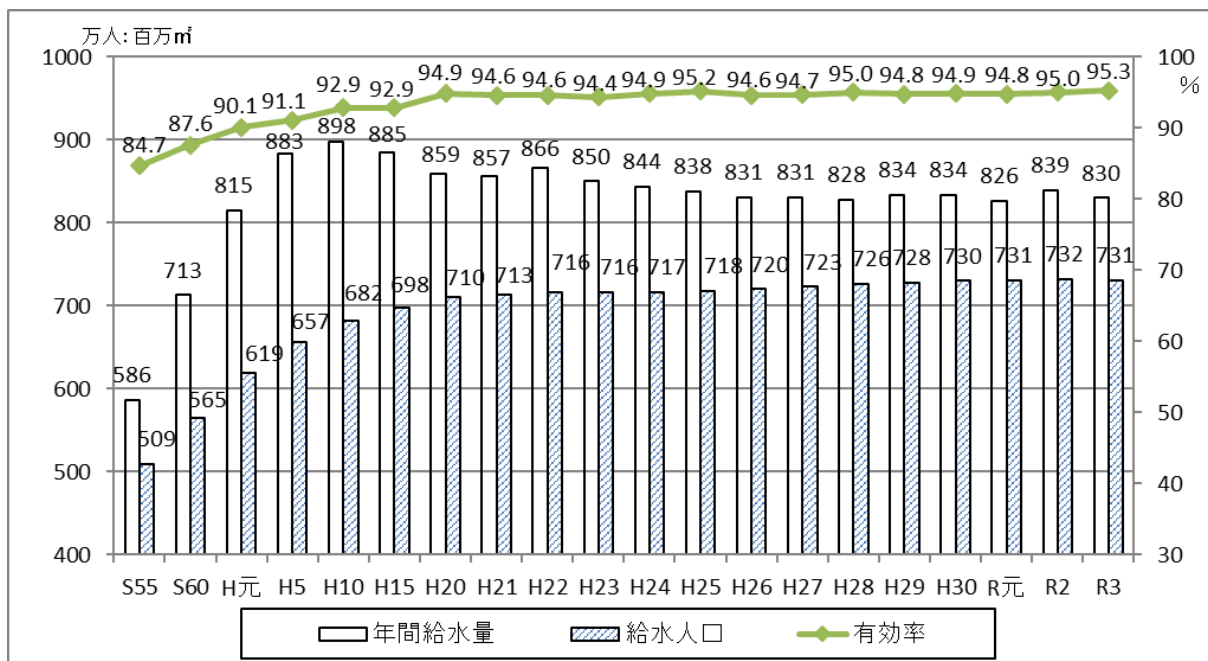
(2) 上水道事業

上水道事業は55事業(62市町)あり、現在給水人口は7,306,778人、年間給水量は830,132千 m^3 である。

年間給水量に対する有効率は95.3%、有収率は93.0%である。

上水道の水源のうち、75.2%が県水で、その他の表伏流水4.2%を加えると表伏流水全体で79.4%、地下水が20.7%となっている。

図Ⅱ-2 上水道給水人口・年間給水量の推移

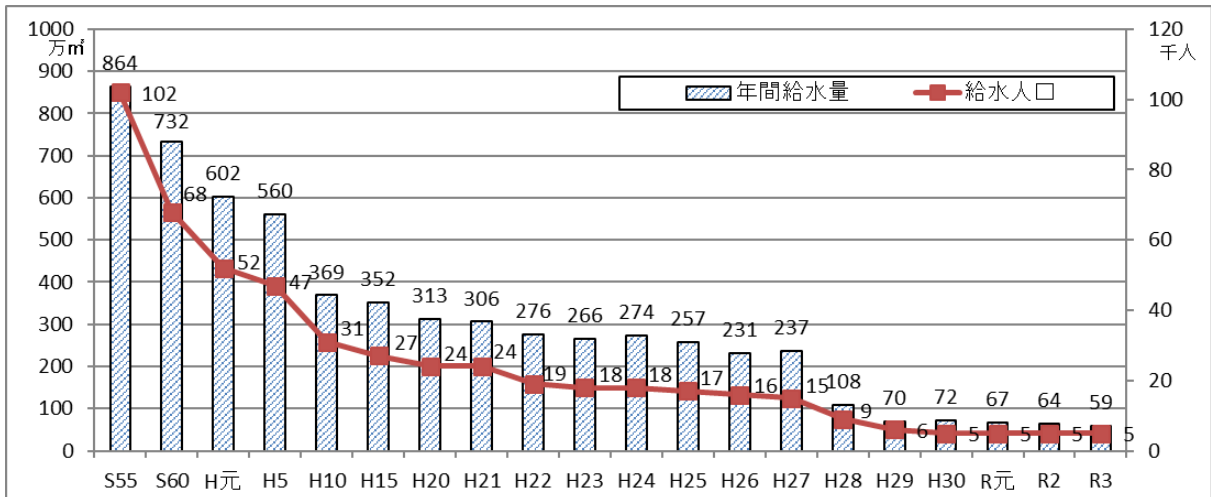


(3) 簡易水道

簡易水道事業数は4事業で、現在給水人口は前年より530人減り4,500人で、年間給水量は589千 m^3 である。

簡易水道については、財政基盤の強化を目的として、上水道事業との管理、経営の一体化等の推進が求められている。

図Ⅱ-3 簡易水道給水人口・年間給水量の推移

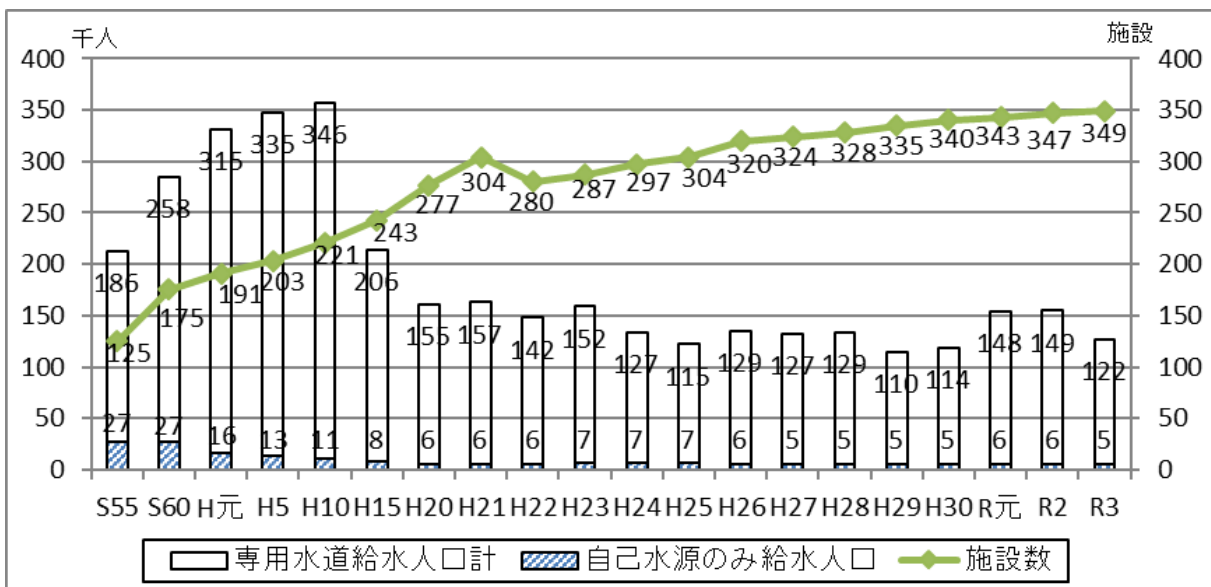


(4) 専用水道

専用水道施設数は 349 で、内訳は浄水受水のみのもものが 63、自己水源のみのもものが 57、併用が 229 である。

自己水源のみの専用水道の現在給水人口は 5,146 人、浄水受水及び併用の専用水道の給水人口（統計上は上水道の給水人口となる。）は 122,295 人である。

図Ⅱ-4 専用水道給水人口・施設数の推移



(5) 簡易専用水道

令和3年度末現在で把握されている簡易専用水道は、13,624 施設である。

水道法第34条の2第2項に基づく検査の受検数は9,914件（受検率72.8%）となっている。

3 水道事業認可状況

令和3年度は、さいたま市及び越谷・松伏水道企業団が給水人口の増加、川越市が給水人口及び給水量の増加で変更認可を取得した。

4 水利権等取得状況

本県では、県企業局が25.703m³/秒（うち安定25.703m³/秒）の水利権を確保している。

また、11上水道事業、2簡易水道事業が合計で2.086307m³/秒（うち安定1.903241m³/秒、国有財産使用許可等0.176276m³/秒、その他0.006790m³/秒）の水利権を確保している。

したがって、県全体では、27.789307m³/秒（うち安定27.606241m³/秒、国有財産使用許可等0.176276m³/秒、その他0.006790m³/秒）となる。

5 県費及び国庫補助事業費の概要

令和3年度は、水道水源開発等施設整備費の水道施設機能維持整備費として、坂戸、鶴ヶ島水道企業団他1事業者が19,984千円（停電対策）を受け入れた。

生活基盤施設耐震化等交付金では、水道施設耐震化事業として東秩父村他20事業者が1,049,652千円、水道事業運営基盤強化推進等事業として秩父広域市町村圏組合他1事業者が1,833,455千円を受け入れた。

県費補助金としては、秩父広域市町村圏組合、寄居町、深谷市の3事業者が山間山添い地域水道水源開発施設整備費償還金補助金50,052千円を受け入れた。

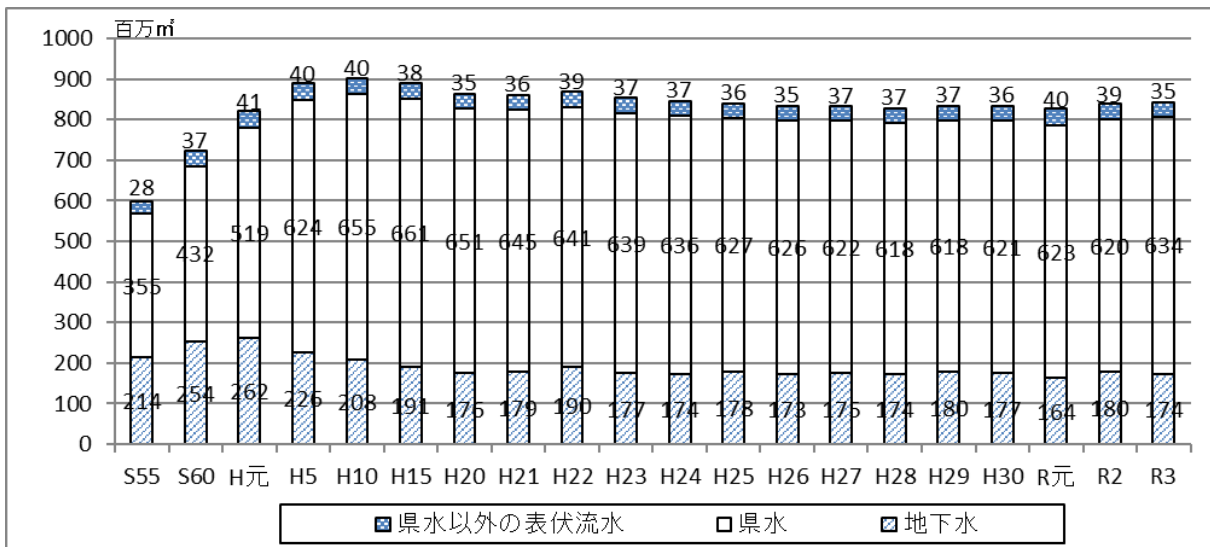
6 給水量の状況

(1) 年間給水量

本県の上水道、簡易水道、専用水道（自己水源のみ）全体の年間給水量は831,394千m³である。（ただし、専用水道については推計値）

水源別では、地下水が172,549千m³（20.8%）、県営用水供給事業による水（県水）が624,259千m³（75.2%）、県水以外の表伏流水が34,866千m³（4.2%）となっている。

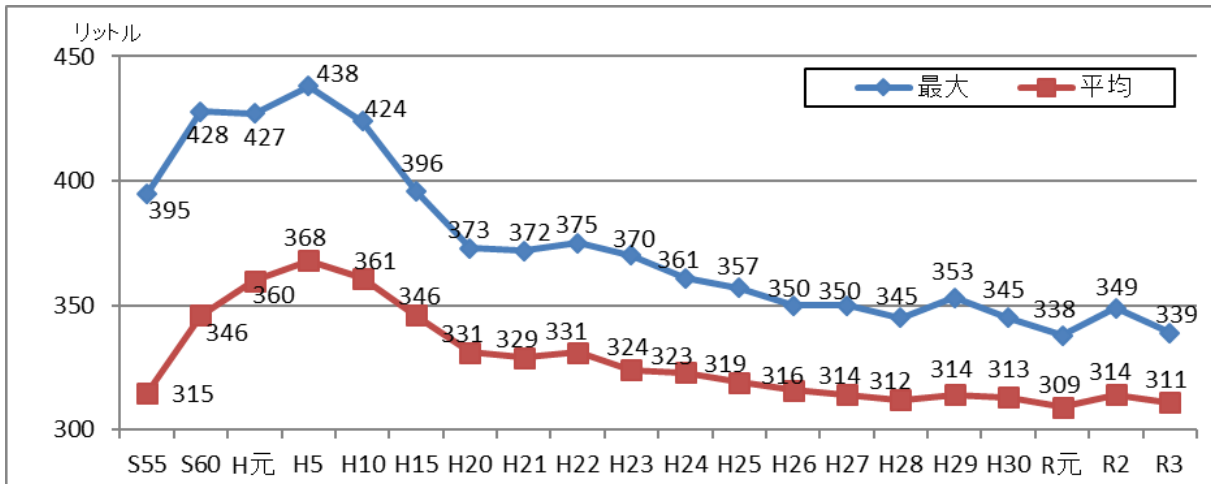
図Ⅱ-5 実績年間給水量の推移



(2) 1人1日当たり給水量

上水道の1人1日当たりの給水量は、最大が339リットル、平均が311リットルとなっている。

図Ⅱ-6 上水道1人1日給水量の推移



7 水道料金の状況

令和4年4月1日現在の本県の上水道における1か月10m³使用時の家庭用水道料金は、平均で1,167円であり、最高は秩父広域市町村圏組合の1,848円、最低は本庄市の748円である。また、20m³使用時の家庭用水道料金は、平均で2,546円であり、最高は越生町の3,465円、最低は戸田市の1,749円である。